

相続時精算課税制度徹底解説

～相続時精算課税の有利・不利～ その8

シリーズで相続時精算課税制度について、令和5年度の改正の概要や活用の留意点などについて、徹底解説をしています。第八回目は、相続時精算課税選択による有利・不利について解説します。

令和6年以後の暦年贈与によると、相続又は遺贈によって財産を取得した者が、その被相続人から相続開始前7年以内に贈与を受けていた場合には、生前贈与加算の期間が7年になります。ただし、相続開始前3年超7年以内に贈与により取得した財産については、総額100万円までを控除することとされました。

一方、相続時精算課税贈与の場合には、毎年110万円の基礎控除額以下の贈与については、贈与税の申告は不要で、かつ、相続財産への加算も必要がありません。そのことから、相続時精算課税では10年間の控除額が最大1,100万円であるのに対して、暦年課税では相続開始前7年より前の贈与額(110万円×3年)と100万円の合計額430万円が相続財産に加算されないため、相続時精算課税贈与が有利になることがあります。

【設例】

1. 被相続人 母(令和16年死亡すると仮定)
2. 母の相続財産(令和6年) 自宅 2,200万円、現預金 2,000万円
3. 相続人 長男(母と別生計で持家あり) 一人
4. 生前贈与(令和6年から以下のいずれかの贈与を実行する)
 - ① 長男へ暦年贈与によって毎年現金110万円の暦年贈与(10年間)を行う
 - ② 長男に相続時精算課税贈与によって毎年現金110万円の贈与(10年間)を行う

	暦年贈与	相続時精算課税贈与(※2)
課税価格	(2,200万円+900万円)+670万円(※1)=3,770万円	2,200万円+(2,000万円-1,100万円)=3,100万円
相続税	(3,770万円-3,600万円)×10%=17万円	3,100万円-3,600万円<0 ∴ 相続税は課されない

(※1) 生前贈与加算：110万円×7年-100万円=670万円

(※2) 基礎控除額以下の贈与については、相続財産に加算されません。

一方、相続時精算課税贈与を選択した場合の不利(デメリット)な点には、以下のようなものが考えられます。

(1) 一度選択すると暦年贈与に戻れない

相続時精算課税の贈与を選択すると、生涯継続して適用されることとなり、特定贈与者からの贈与については、暦年贈与制度に戻ることはできません。さらに、暦年贈与のように、被相続人の相続開始前3年(令和6年1月1日以後の贈与から7年。以下同じ。)より前の贈与については生前贈与加算の対象となりませんが、相続時精算課税贈与においては贈与の時期が相続開始前3年より前であっても相続財産に加算されることとなります。

(2) 贈与を受けた宅地等は小規模宅地等の特例の適用が受けられない

小規模宅地等の特例の適用については、相続又は遺贈により取得した財産に対して小規模宅地等の特例の適用が認められており、贈与により取得した財産については相続税の計算上相続財産に加算された場合においても、小規模宅地等の特例は適用されません。

また、不動産を贈与する場合には、取得原因が贈与のときの登録免許税は20/1000に対して、相続のときは4/1000とされていることから税率が高くなることと、不動産取得税が課税される(相続の場合は非課税)ことです。

(3) 相続時精算課税による贈与財産は物納適格財産に該当しない

相続税の納付は現金一括納付が原則であり、一括納付が困難であればその範囲内で延納が、さらに延納によっても納付が困難な範囲内で物納が認められています。

その物納に充てることができる財産は、その相続税の課税価格計算の基礎となった財産(その財産により取得した財産を含みます。)ですが、相続時精算課税による贈与財産は適用除外となります。

したがって、相続時精算課税による贈与財産については物納ができません。

(4) 相続時精算課税選択届出書と期限内申告

「相続時精算課税選択届出書」を、提出期限(原則として贈与の年の翌年3月15日)を過ぎてから提出した場合は、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

また、提出期限を過ぎて贈与税の申告をした場合には、期限後申告として取扱われ暦年贈与として課税されることとなります。そのうえ、無申告加算税や延滞税も課されることとなりますので、注意が必要です。(文責：山本和義)